

平成20年度

国民健康保険税の税率を改定しましたのでお知らせします



国民健康保険は、加入者の皆さんが病気やけがなどの時に、安心して医療が受けられるように保険給付を行うなど、相互扶助により運営される医療保険制度です。

国東市におきましては、皆様が負担する国民健康保険税、国・県の負担金、市の負担金と国民健康保険基金で賄っております。

また、国東市では、合併後、国民健康保険税率の改定を行わず、旧町での税率(不均一課税)を据え置いてきた経緯から、この2年間で国民健康保険基金の多くを取り崩すことになりました。

昨今の医療技術の高度化や被保険者の年齢構成の変化などによる医療費の著しい増加と介護保険費用の増加により国保の財政運営は非常に厳しい状況にあり、今後も、現行保険税率で推移すれば平成21年度で国民健康保険基金の全てが枯渇する恐れがあります。

従って、医療費の適正化や国民健康保険の財政運営の健全化を図るとともに、被保険者の負担が急激に増えないように、国民健康保険基金の一部を活用し、平成20年度国民健康保険税率の改定を行いました。

皆様のご理解とご協力をお願いします。

医療制度改革にともなう国保税算定方式の改正について

後期高齢者医療制度の実施にあわせ、これまで、国保税算定課税分(医療分)の中で徴収されていた老人医療への老人保健拠出金のかわりに、高齢者にかかる世代間の負担を明確にするため、後期高齢者医療支援金等課税分(支援分)が創設され、別立てとなりました。支援分として徴収された国保税は、後期高齢者医療制度の財源となります。

改正前	医療分、介護分ごとの税率・課税限度額が設定され課税されてきました。			
課税の区分	医療分(基礎課税分)			介護分(介護納付金課税分)
課税限度額	56万円			9万円
主に充てられる費用	保険給付費	その他	老人保健拠出金	介護保険拠出金

改正後	医療分、支援分、介護分の3本立てで税率・課税限度額が設定され課税されます。			
課税の区分	医療分(基礎課税分)	支援分(後期高齢者支援金課税)	介護分(介護納付金課税分)	
課税限度額	47万円	12万円	9万円	
主に充てられる費用	保険給付費	その他	後期高齢者支援金等	介護保険拠出金